

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
56	<p>第4 監査の結果及び意見            【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団            3. 監査の結果及び意見            (1) 職員のモチベーション維持について(意見⑧)            生涯学習財団では、ここ数年、新規採用が行われていない。そのため、既存の職員が一定のローテーションの下、各施設を異動している状況にある一方、職員の昇進等の機会が少ない。また、仮に昇進できたとしても、職務内容が大きく変わるわけではないことから、職員のモチベーションを維持することが難しい状況にあると推察される。            指定管理者として各施設の運営・維持管理を市から受任している中で、公民館・児童館の職員として果たす使命感が職員のモチベーションの支えになっているような状況にあると見受けられるため、使命感をもって業務に従事していることが評価され、それが処遇に反映されるような環境が、モチベーションの維持に必要なのではないかと考える。            理想的には、職員のモチベーションの維持向上を図るために、適切な昇進と処遇に見合う業務内容を人事制度として検討することが望まれる。ただし、そのようなことが現実的でない場合には、別の視点から、例えば、各施設で地域貢献と自主事業の更なる拡大のための企画・運営を弾力的に行えるようにすることが考えられる。指定管理者の立場にあっても、裁量の範囲の拡大を一定程度認めることで、職員の自発的な企画・運営を促し、それがモチベーションを醸成し、ひいては特色をもった公民館運営につながることを望まれる。</p>	地域教育課	措置済	<p>令和6年度から、職員のモチベーション維持を目的とした人事考課制度の見直しを検討しています。生涯学習財団にとって、評価に処遇を反映する制度が最適かどうか、正しく評価できる制度を構築できるか、また処遇に反映するための予算措置ができるかどうか等を引き続き精査する必要があります。令和7年度中に方向性を決定し、現在試行している人事考課制度の見直しを行います。</p>	令和7年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
56	<p>第4 監査の結果及び意見  <b>【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団</b>                      3. 監査の結果及び意見                      (2) 中期計画の策定について(意見⑨)                      従前から公民館24館では各館で年度ごとの事業計画を立案し、年度末に計画に対する振り返りを実施している。また、生涯学習財団(法人)としても年度ベースで事業計画を策定している。これに対し、中長期の視点での財団全体の運営方針や事業展開等を示す中期計画は策定されていない。                      その背景には、収入の多くが指定管理料という固定収入であること、支出の多くも人件費をはじめ固定的な性質のものが多くことから戦略的発想が生まれ難く、中期計画の必要性がそれほど意識されなかったことがあると考えられる。                      しかし、現在、市の「奈良市公民館運営審議会」において議論されているように、今後の公民館のあり方との関連からも策定すべきではないかという声があり、策定に向けたワーキンググループを令和5年度に立ち上げている状況である。そのため、ワーキンググループでの策定状況を注視することが必要である。                      なお、現在は、公民館及び児童館の指定管理を受託できているが、当該指定管理の受託を所与としない前提で、生涯学習財団という法人を自主自立して運営していくことが要請されることから、将来ビジョンや事業の方向性を明確にするためにも中期計画を策定することが望まれる。</p>	地域教育課	措置済	令和6年度、生涯学習財団事務局に経営企画課を新設しました。経営企画課を中心に経営計画書の策定を進め、令和7年4月に令和6年度～10年度(5年間)の中期経営計画書を策定します。	令和7年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
57	<p>第4 監査の結果及び意見 【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団 3. 監査の結果及び意見 (3) 内部留保（剰余金）が生じていることについて（意見⑩） 令和元年度から指定管理料が非精算方式となっている。非精算方式の場合、指定管理業務に要した経費が指定管理料を下回る場合、剰余金が生じることになる。 生涯学習財団は公益認定を受けている財団法人である。その特性上、公益目的事業には収支相償が求められ、また、必要以上に遊休財産を留保することはできず、かつ、生じた剰余金の分配を実施することもできない。 生涯学習事業において、平成30年度からの剰余金の発生状況は以下のとおりである。 (表省略) 上表において、令和元年度に生じている27,585千円の剰余金については、多額であったこともあって、所管する市と生涯学習財団が協議し、特定費用準備資金として3年間の計画的な執行計画を立て、各館のLED化やトイレの洋式化等への修繕費用に充てることとなっている。 令和2年度以降発生分についても、毎年、県への事業報告提出時に剰余金の執行計画を併せて提出しているが、このような状況が今後も継続する場合、更なる剰余金が内部に蓄積される可能性がある。</p> <p>公益財団法人としての性質を鑑みると、公益目的事業は収支相償の要件があるため、剰余金が恒常的に生じることが想定されない構造である。また、たとえ財団独自の財源確保が実施されたとしても、実施事業がほぼ固定化している中で、有効かつ積極的な活用への期待は薄いと考える。 以上を踏まえ、まずは公益目的事業から過剰な剰余金が生じないように、財団としてより精緻に指定管理料が計算できるよう、提供する情報の精度を向上させるべきである。具体的には、指定管理料は人件費を基礎として算出しているため、過去の実績を分析し、実績を反映した単価を用いることで以前より厳密に積算できるようにすることが考えられる。また、既に生じてしまった剰余金については累積限度額に達した時点で解消するために、再度、市と協議を実施し、個別具体的な施設の営繕計画等をもって計画的かつ有効的に使用していくべきである。 また、市としても、指定管理者に生涯学習財団を任命し指定管理料を支払っていく立場としては、上記のような剰余金が生じないように、指定管理期間内の一定の時期に、積み上がった剰余金分の使途を考え、解消できるような仕組み（指定管理協定書に特約として盛り込む方法等）を採り入れることも検討する余地があると考え。</p>	地域教育課	検討中	<p>生涯学習財団からは毎年度必要な会計帳簿により財務状況の提出があり、その内容についても特異点や執行状況等を確認しています。 人件費に関しては市職員の規定や社会情勢も参考に計上しており、指定管理料の枠内で効果的な予算作成に努めています。剰余金についても財団において適正な処理を検討しており、それも含め今後、より効率的、効果的な指定管理料の活用方法について財団と所管課とで協議を進めていきます。</p>	令和7年4月1日現在
58	<p>第4 監査の結果及び意見 【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団 3. 監査の結果及び意見 (4) 備品等の修繕に関する定義の明確化について（意見⑪） 「指定管理者管理業務仕様書」において備品等の修繕については以下のように規定されている。 (表省略) 備品等の修繕は指定管理者が行うことは明示されているものの、費用をどちらが負担するかを判断するため金額基準は明示されていない。 令和4年度に、生涯学習センターでエアコンが故障し修繕を行ったが、修繕費として48万9,500円が計上された。約50万円となると一定程度の金額であり、これを指定管理料又は自己資金のいずれで負担するかは、生涯学習財団の財政運営面で少なからず影響がある金額と考える。 突発的な修繕は施設の経年とともに発生する割合が高くなると考えられることから、市は「指定管理者管理業務仕様書」において、生涯学習財団の運営に大きな影響が及ばないように、指定管理料又は自己の費用で行う金額を定義するなど明確にする必要がある。また、指定管理料で行う修繕については、書式を定めて、当該定義に合致する支出か否か判断できるような内容の記載と報告を指定管理者から求める仕組みを整える必要がある。</p>	地域教育課	検討中	<p>公民館の管理に関する基本協定には、公民館の施設及び附属設備の維持管理に関して、小規模な補修・修繕は指定管理者で対応すると規定されています。 今後は具体的な金額による対応主体の線引き等、備品の修繕について内容を判断できる仕組み作りを検討していきます。</p>	令和7年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
58	<p>第4 監査の結果及び意見 【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団 3. 監査の結果及び意見 (5) 定量的な目標の設定について(意見⑩) 生涯学習財団では、事業計画の策定時に、各館及び生涯学習財団全体としての定性的な目標を策定しており、年度末にその達成状況を生涯学習財団で自己評価している。しかし、達成状況を客観的に評価するに資する定量的な目標は設定されていない。そのため、あくまでも定性的な目標に対して、主観的に達成できているかどうかを判断している状況である。なお、一部の公民館においては、生涯学習財団として機関決定されたものではなく独自に定量的な目標を定めているところもあるが、必須ではない状況である。 各館で達成したい目標は異なるものの、立てた目標を達成していくためには、例えば、稼働状況がどのようになっているのか、各館にある部屋の形態別にどの施設がよく利用されているのか、低稼働の施設の利用をいかに上げていくのかといった一定の定量的指標が必要である。そして、実際の運営において、定量的な目標の達成・進捗を評価し、その要因の分析結果を基に次の施策を検討する、といういわゆるPDCAサイクルを廻すことが期待される。 生涯学習財団の運営をより健全な、自律的なものとする観点からもPDCAサイクルは推奨されることであり、そのために定量的な目標を設定し、その目標の達成を目指す運営を行っていくべきである。</p>	地域教育課	措置済	<p>令和7年4月に策定しました中期経営計画書には、定性的な目標だけでなく、利用者数・満足度数量・講座開催数などの定量的な目標を定めることで客観的にも評価できる指標を設け、各館で共有しました。 例えば、各館主催事業を年間50回以上開催とすることで、館による事業回数の差を縮め、地域ごとの格差をなくし、市内全域で、いつでもどこでも学べる体制を整え、生涯学習・社会教育を推進することができるようになります。 また、PDCAサイクルを廻し、分析していくための評価シート等については、令和8年度中には各館で運用できるよう取り組んでまいります。</p>	令和7年4月1日現在
59	<p>第4 監査の結果及び意見 【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団 3. 監査の結果及び意見 (7) 自家用車利用者の公平性について(意見⑬) 生涯学習財団が指定管理を行っている公民館24館及び児童館4館には、それぞれ利用者のための駐車場(無料)が設置されている。各館(児童館を除く。)の駐車台数の一覧は次のとおりである。 (表省略) このうち一部の施設に関しては、その施設規模・稼働状況に対して駐車場が少ないと考えられる施設があるが、各施設の近隣の民間企業が運営する有料の駐車場(コインパーキング)と提携して、駐車サービスを行うことについては全館、実施していない。 例えば、生涯学習センターは、地下1階・地上3階建、延べ床面積3,588.65㎡と施設規模が大きく、センター内には、学習室4室、スタジオ2室、会議室等多目的に利用できる部屋が多く設置されている。にもかかわらず駐車場は27台分しかなく、多くの利用者が見込まれる施設にしては、駐車台数が少ないと考えられる。 そのため、施設稼働が高いときに自家用車で利用者が多くなると、施設付設の駐車場が満車となり、近隣のコインパーキングに停めざるを得ないことになる。この点、施設付設の駐車場に駐車できた利用者は無料であるが、やむを得ずコインパーキングに停めた利用者は有料と、同じ施設利用者の間に費用負担の有無が生じることになる。 より多くの市民に利用してもらうという方針においては、駐車料金の負担をネガティブな誘因としないことが有用であり、かつ、利用者負担の公平性にも配慮する必要があることから、例えば、各施設の近隣のコインパーキングと提携して、駐車サービス(駐車券の発行)を行うといった方策を一案として検討されたい。なお、駐車サービスを行う場合には、実質的に生涯学習財団が駐車代金を支払うことになるため、その支払いに相応する分を指定管理料として上乗せするなどの対応も考えられる。</p>	地域教育課	措置しない (見解の相違)	<p>公民館、児童館は市内各地域に設置されており、市街地や駐車場の規模、近隣の駐車場の有無など状況は様々であります。 生涯学習センターは利用者数に対して駐車場が充分ではないという点のほか、センター利用者以外の方が駐車するという点についても現状ぬぐい切れない状況もあります。 以上のことから、駐車サービス(駐車券の発行)の実施は難しく、利用者に対し主催事業の案内やパンフレット等で公共交通機関の利用促進を周知しています。</p>	令和7年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
60	<p>第4 監査の結果及び意見</p> <p>【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団</p> <p>3. 監査の結果及び意見</p> <p>(8) 情報管理規程について (意見④)</p> <p>生涯学習財団は、公民館や児童館を運営するため、多くの個人情報を入手する機会があり、その取扱いに関してはより厳重で明確なルールが必要となる。</p> <p>生涯学習財団の情報管理に関する規程としては、「奈良市生涯学習財団【情報セキュリティ基本方針】」及び、「奈良市生涯学習財団【情報セキュリティ対策基準】」(以下、これら2つをまとめて「規程」という。)が定められている。しかし、これらの規程は平成18年10月に策定されて以降、一度も更新されていない。つまり、策定から17年間もの間据え置かれた状態にあるとともに、具体的な、各種情報に関するアクセス権についての記載がない。</p> <p>情報を取り巻くリスクとしては、外部からの攻撃の脅威と内部からの漏洩リスクが考えられ、それぞれに適切に対抗できるようなハードとソフトの仕組みが必要とされる。</p> <p>ハード面については、職員の指紋認証システムの導入など、一定の対策が施されているが、ソフト面については改善すべき点が認められる。具体的には、情報管理に関するルールの制定やルールの定期的な見直し、そして、職員の意識改革である。</p> <p>まず、現状の規程については、情報セキュリティ対策における基本的な方針と、それに基づいた対策基準が示されており、情報資産を保護するための大枠と、全職員が必ず遵守しなければならない事項が整理されている。ただし、前述したように、生涯学習財団が保有する様々な情報資産について、どの職員の職員にどのような閲覧権限があるかについて、さらに事務局職員と各拠点職員間のアクセス可能範囲の違いについては記載がないため、整理し記載する必要がある。制定後は、アクセス権の範囲も含めて、定期的に内容の見直しや更新を図ることで、常に情報を取り巻く環境と実際の業務に適応した内容になっている状態が望ましいといえよう。</p> <p>また、適切な規程の制定と同時に、情報を取り扱う職員がそのようなリスクを理解し、安全のため意識を向上させることが必要である。したがって、定期的に職員に対して情報管理規程の確認を促し、時には理解度をチェックするような取組みも望まれる。</p>	地域教育課	措置済	<p>各情報(情報資産)の管理の考え方について、現状の規程には各種情報に関するアクセス権についての記載はありませんが、1年に1度、全公民館で情報資産調査を行い、各館が所持している情報資産、記憶媒体、情報機器の機密性、管理責任者の所在、利用の範囲、保管形態、保管場所、処分の方法等を全職員が再確認し、各館の結果を財団事務局で管理しています。よって、監査で指摘された点(アクセス権の範囲を含めた定期的な内容の見直しや更新を図る等)も、1年に1度の情報資産調査で対応できていると考えております。</p> <p>また、情報機器に関して接続する機器等の取り扱いの制約は特に厳重に行っています。</p> <p>情報管理規程の確認については、職員が入職した際、規程の研修と熟読の徹底を行った上で、定期的な研修を行っており、直近では令和5年度にデジタルリテラシーに関する研修を併せて行っています。</p>	令和7年4月1日現在